

## 協 議 会 会 議 記 録

会 議 名 称	第3回 上里町地域公共交通活性化協議会
日 時	平成27年7月7日（火）午後2時00分～午後3時15分
開 催 場 所	上里町役所 4階 大会議室
会 長 副 会 長	○高 野 正 道 上里町 副町長 ○瀬 下 高 志 上里町区長会 会長
出 席 委 員	○花 形 宏 一 上里町老人クラブ連合会 会長 ○堀 込 明 子 上里町身体障害者福社会 会長 ○木 部 康 久 国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局 首席運輸企画専門官 ○田 村 泰 行 埼玉県本庄警察署交通課 係長（※代理出席） ○宮 崎 信 二 埼玉県企画財政部交通政策課 主査 ○強 矢 賢 上里町まち整備環境課 課長 ○小 暮 秀 夫 上里町高齢者いきいき課 課長 ○新 井 樹 株式会社ノエル 代表取締役 ○神 宮 つぐよ 本庄地区タクシー協議会 会長 ○藤 田 貢 一般社団法人埼玉県乗用自動車協会 事務局長（※代理出席） ○高 橋 直 樹 朝日自動車株式会社 常務取締役  ※敬称略・順不同
欠 席 者	○高 原 昭 一般社団法人埼玉県乗用自動車協会 専務理事 ○久保田 尚 埼玉大学大学院 ○吉 村 正 則 埼玉県本庄県土整備事務所道路部 道路部長 ○小 林 了 一 有限会社本庄合同タクシー 代表取締役
傍 聴 者	2名

<p style="text-align: center;">会 議 次 第</p>	<p>1. 開 会</p> <p>2. あ い さ つ</p> <p>3. 議 事</p> <p>(1) 報告事項</p> <p>報告事項1 第2回上里町地域公共交通活性化協議会会議録について</p> <p>報告事項2 上里町新コミュニティバス（仮称）の実施計画について <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料1</span></p> <p>報告事項3 平成27年度上里町新コミュニティバス（仮称）運行事業者選定 プロポーザル実施要項及び平成27年度上里町新コミュニティバ ス（仮称）運行業務仕様書 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料2-1</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料2-2</span></p> <p>(2) 議題</p> <p>協議事項1 交通不便地域指定申請書（案）について <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料3</span></p> <p>協議事項2 上里町生活交通確保維持改善計画（素案）について <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料4</span></p> <p>協議事項3 パブリックコメントについて <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料5</span></p> <p>(3) その他</p> <p>第4回交通会議日時について：平成27年9月中旬から下旬</p> <p>4. 閉 会</p>
<p style="text-align: center;">配 布 資 料</p>	<p>○資料1：上里町新コミュニティバス（仮称）の実施計画</p> <p>○資料2-1：平成27年度上里町新コミュニティバス（仮称）運行事業者選定プロ ポーザル実施要項（案）</p> <p>○資料2-2：平成27年度上里町新コミュニティバス（仮称）運行業務仕様書（案）</p> <p>○資料3：交通不便地域指定申請書（案）</p> <p>○資料4：上里町生活交通確保維持改善計画（素案）について</p> <p>○資料3、4の参考資料</p> <p>○資料5：上里町生活交通確保維持改善計画（案）に係るパブリックコメントの募集 要項と実施について</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
	資料確認
議 長	1. 開 会
事務 局	2. あ い さ つ
議 長	3. 議 事 議事に入る。報告事項 1、平成 27 年度第 2 回上里町地域公共交通活性化協議会の 会議録について事務局の説明を求める。
事務 局	資料の事前配布と合わせて、送付した会議録に誤りがなければ、本日の会議終了後、 上里町のホームページに掲載をする。
議 長	会議録について説明があったが、内容についてはよろしいか。
一 同	(はい)
議 長	次に、報告事項 2 だが、前回の会議で承認された上里町新コミュニティバス（仮称） の実施計画について、事務局に説明を求める。
事務 局	(資料 1 について説明)
議 長	説明のとおり内容に少し変更があったようだが、委員から何かあるか。 なければ、これでよろしいか。
一 同	(はい)
議 長	続いて報告事項 3、平成 27 年度上里町新コミュニティバス（仮称）運行事業者選定 プロポーザルの実施要項（案）及び平成 27 年度上里町新コミュニティバス（仮称）運 行業務仕様書（案）について事務局の説明を求める。
事務 局	(資料 2-1 および資料 2-2 の説明) ・ プロポーザル実施要項案と仕様書案の追加記載について説明 ・ 7 月 8 日から 7 月 30 日まで町のホームページに公募の掲載をし、8 月中旬から下旬 にプレゼンテーション審査を行う。
議 長	前回承認された運行事業者を選定するための実施要項と仕様書について説明がされ た。前回、何点か委員より指摘があり、事務局で検討した結果、追加記載されたもの が赤字となる。委員の質疑等を求める。
委 員	ないです。
議 長	「ないです」との発言があったがよろしいか。
一 同	(はい)
議 長	協議事項にうつる。協議事項 1、交通不便地域指定申請書（案）について事務局の説 明を求める。

事務局	(資料3の説明)
議長	事務局から国の補助金を受けるために必要な交通不便地域の指定申請(案)について説明がされた。委員からの質疑等を求める。
委員	国の補助金は、どの程度を見込んでいるか。
事務局	この後、資料4の説明で国庫補助金をどれくらい見込んでいるのか、表として出すが、あくまで試算である。上里町のコミュニティバスの運行事業者が申請できる年度は来年度の10月分からとなる。これは、国庫補助金の年度でいうと、平成29年度申請ということになる。そのため、平成29年度申請分の金額提示については国から示されていないため、はっきりした金額は提示できない。
議長	次の説明でもう少し細かく説明をするようであるためよろしいか。
委員	はい。
議長	他に質問等がないようであるため、交通不便地域指定申請書(案)について承認の決を取る。承認者の挙手を求める。
一同	(全員挙手)
議長	全員の挙手により交通不便地域指定申請書(案)は承認された。なお、事務局は、国から承認を受けた場合には通知の写しを協議会に示すように。続いて協議事項2、上里町生活交通確保維持改善計画(素案)について事務局の説明を求める。
事務局	(資料4の説明)
議長	地域の公共交通の確保、維持、改善を支援することを目的とする地域公共交通確保維持改善事業費補助金を受けるために必要な計画について説明がされた。内容についてはコミュニティバスの実施計画が元となっている。委員の質疑等を受け付ける。
委員	確認だが、営業的な目標や効果など、もし分かっていたらイメージでも良いので教えてもらいたい。年度毎と日平均の利用者数の記載があるが、例えば平成28年10月からは倍位になるのか。現在の町内巡回バスは1日当たり何キロぐらい走っていて、平成28年度の10月以降は何キロぐらい走るのか。もし分かれば効果のイメージが掴みやすいのかなと。
事務局	現行の巡回バスの1日の総運行距離は約370キロメートルで、新しいバスが約480キロメートルとなる。これに運行時間の拡大と台数増を考慮すると、輸送量がおおよそ2倍ということで、目標値を2倍とした。
議長	ほかに質疑等はないか。質疑がないようであるため協議事項2上里町生活交通確保維持改善計画(素案)の承認の決を採る。承認者の挙手を求める。
一同	(全員挙手)
議長	全員の挙手により上里町生活交通確保維持改善計画(案)は承認された。それでは本日の最後となる、協議事項3パブリックコメントについて、事務局に説明を求める。

事務局	(資料5の説明)
議長	協議事項2で承認された、上里町生活交通確保維持改善計画(素案)を町民に公開し、意見や要望を収集するパブリックコメントについて、日程や公開の方法などが事務局より説明された。委員からの質疑等を受け付ける。 質疑がないため、パブリックコメント(案)について承認者の挙手を求める。
委員	(全員挙手)
議長	全員の挙手によりパブリックコメント(案)は承認された。協議事項を終了しその他に移る。委員から何かあるか。
委員	確認だが、「コミュニティバス実施計画(案)」の資料2-1の3頁の赤字修正部分について、上里町は群馬県境であるため、これが自然な形だと思うが、埼玉県内に営業所等が無い業者が落とした場合、何か問題はないかというのが1点。 もう1点は、プレゼンのやり方について4頁の13の(2)で「選定に関わる選定委員会の設置」と記載をしているが、具体的に選定委員会はどのようにやろうとしているか教えてほしい。
事務局	1点目については、県外の事業者が運行事業者となった場合の支障については、想定していなかった。運輸支局から県外事業者の場合、何か問題点があれば、ご教授願いたい。
議長	事業所が県外かどうかについては特に関係がなく、今回新たにこの事業において路線を引く許認可の関係が出てくるため、それを取得すれば特に他県の事業者であることに問題はない。
事務局	2点目の事業者選定についてだが、上里町でも最近プロポーザル方式による選考というものを行っており、委員についてはその都度プロポーザルの選定委員の要項などの規定を設けて行っている。場合によっては上里町の指名選考委員会の委員がつくこともある。先日行った件については町の職員の中で指名選考委員会の職員でなく、実際にその業務に携わる機会が多い者を選んで要項を設け実施した。今回のプレゼンテーションの審査については、町の職員その他、実際にこれからこのバスを利用する町民に選定委員会の中に入れてもらうよう要項の位置付けをする。そして、住民の方から見たサービス性、安全性などを設定していく予定である。
議長	他に委員からその他について何かあるか。
委員	今回コミュニティバスということで新しい体制を作って3月からスタートするわけだが、住民からすると今までの福祉巡回バスのイメージがあり、その後巡回バスとなったわけだが、まだ認識されていない町民がかなり多くいるのが現実だと思う。今回、コミュニティバスとなり形が大きく変化するため、住民にいかに周知させるか、広報など色々計画していると思うが、実際の町民の理解はかなりギャップがあると思われる。例えば、直近の話だとプレミアム商品券について、知らなかったという町民がずいぶん居た一方、大変魅力的だということで飛びついた方もいたということだった。今回バスをこれだけ大きなスタイル変更で進めるわけだから多くの住民に周知させたほうが良い。2年後、3年後と利用者を増加させ、効果を上げなければならないというような事もあるため、周知活動は大変重要な事だと思う。 例えば広報やポスターで案内をしたとしても、それを本当に住民が承知しているか話

	<p>は別かと思う。なので宣伝 PR については色んな角度で研究し、基幹線と支線などはある程度事前に伝えるべき。そのあたりの住民に対する周知徹底をお願いしたい。</p>
議 長	<p>事務局から町民への周知の方法について説明を求める。</p>
事務局	<p>ご指摘のとおり、昨年行ったワークショップの中でも、11年間巡回バスが走っていたが誰でも乗れるということを知らなかったという意見も確かにあった。また、町から町民に対する周知の方法については議会などでも質問があり、町として真摯に考えていくべき事である。今回は、コース、運行時刻、運行日など変わるため運行事業者が決定した後、具体的に事業者と検討し、3月運行開始に向けてかなり早い段階で町民にお知らせしたいと考えている。広報媒体については色々あるが、使えるものは全て駆使していきたい。また、町として一方的にお知らせをするという形ではなく、受け取る側の町民に情報が入りやすい方法をしっかり考えていきたい。また、今回はバスの乗り継ぎがひとつポイントであるため、その案内についても分かりやすい方法を模索していく。そして、まず皆さんが利用できるということを十分に周知していきたいと思っている。</p>
議 長	<p>今までの色んな事業について、町では町民の方に理解をしてもらうため周知をしているが、結果としてなかなか行き届かないという事実もある。そういう面でこの巡回バスについても今回大きく流れが変わってきているわけであるため丁寧に説明をしていきたい。他に質疑等はないか。</p>
委 員	<p>本日、実施計画の了承がとられ、まさに計画になった訳だが、これで選定事業者が決まると、事業計画等を定めた後、許認可の手続きをとることとなる。協議会案件については警察の公安委員会の照会を省略している。そのため、地元の警察署とルート上での停留所の設置などは、必ず綿密に行ってほしい。実は行き違いがあつて公安委員会は承知してないという話もあつたりする。道路管理者への照会は一応行うが、公安照会は省略をする予定になっているため、そのあたりは警察と町で協力して行ってほしい。</p>
事務局	<p>今回、3月の運行開始に向かって万全を期すため道路管理者や警察など関係機関との調整も十分に必要であることは認識している。具体的に、運行事業者が決定した際は、事業者との連絡調整を密にし関係機関との行き違いがないよう行いたいと思っている。</p>
議 長	<p>その他について、委員から特にないため、事務局から何かあるか。</p>
事務局	<p>第4回の会議を9月の中旬から下旬に予定している。日程が決まり次第通知するため出席についてお願いしたい。</p>
副会長	<p>(閉会)</p>

以上